

福祉車両等歩行が不自由な方が乗車する車両については、園内に乗り入れることができます。

- ① 通行可能な区間は下図のとおりです。
- ② 通行に際しては、徐行のうえ歩行者優先でお願いします。
- ③ 路上に停車する場合は、他の車両が通行できるスペースを確保くださるようお願いいたします。

○お問い合わせ

埼玉県県民の森管理事務所

電話 0494-23-8340

県民の森園内 福祉車両等通行可能区間

- 通行可能区間
-  福祉車両等駐車場
-  自動車転回可能箇所

